

改正

令和3年2月26日2世交流第97号

令和3年4月1日3世交流第7号

世田谷区ホストタウン・共生社会ホストタウンロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世田谷区ホストタウン・共生社会ホストタウンロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図に定めるとおりとする。

(使用の範囲)

第3条 ロゴマークのデザインは、その使用の目的が販売目的か否かにかかわらず、世田谷区がアメリカ合衆国のホストタウン・共生社会ホストタウンであることの周知及びロゴマークのPRに寄与することであると区長が認めることについて、使用することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、ロゴマークのデザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークのデザインの使用を認めないものとする。

- (1) 区又はロゴマークのイメージを傷つけるおそれのあるとき。
- (2) ロゴマークの一部を改変して使用されるおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人又は団体のロゴマークとして誤認されるおそれのあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。
- (5) 政治活動、宗教活動等に利用されるおそれのあるとき。
- (6) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (7) この要綱に反するおそれのあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適當と認めるとき。

(使用することができない者)

第4条 前条第2項に定めるもののほか、区長は、ロゴマークを使用しようとする者が同条第1項の要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する者であるときは、当該ロゴマークの使用を認めないものとする。

- (1) 暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資するおそれがある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 世田谷区指名停止基準（平成7年3月27日世経理発第221号）第1に規定する指名停止の措置を受けている者
- (5) 区の信用又は品位を害すると認められる者  
(使用の届出)

第5条 区長は、ロゴマークの使用を希望するものに、世田谷区ホストタウン・共生社会ホストタウンロゴマーク使用届（第1号様式）により、使用する日の一ヶ月以上前にロゴマークの使用について届出を行わせるものとする。

(使用の届出内容の変更)

第6条 区長は、前条の規定による届出の内容に変更が生じたときは、当該届出をした者にロゴマーク使用変更届（第2号様式）を提出させなければならない。

(使用の中止)

第7条 区長は、ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を中止させるものとする。

- (1) ロゴマークのデザインや色を改変したとき。
- (2) この要綱に違反するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が使用を取り消すことが適当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定によりロゴマークの使用を中止させるときは、その使用者に、ロゴマークのデザインを使用して製作した物品等の回収を行わせるものとする。この場合において、使用者又は第三者に生じた損害について、区は一切の責任を負わないものとする。

(権利の帰属)

第8条 第3条に規定する使用の範囲を超えて、使用者に対しロゴマークのデザイン等に関する何らの権利若しくは権限を与え、又は使用者及び当該使用者の製作した物品について区が推奨するものではない。

(管理責任)

第9条 区長は、使用者に自己の責任により物品等の管理を行わせるものとする。

2 区は、前項の管理について、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

附 則 (令和3年2月26日2世交流第97号)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

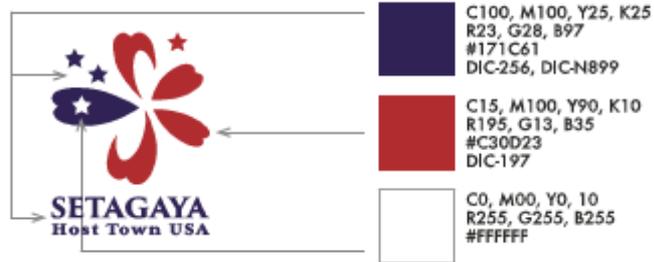
附 則 (令和3年4月1日3世交流第7号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

## ■COLOR GUIDE

[BASIC COLOR] color×3



## ■LOGO VARIATION

[TYPE-1] マーク+文字列タテ並び / 正方形



[TYPE-2] マーク+文字列タテ並び / 縦長



[TYPE-3] マーク+文字列タテ並び / 横長



[TYPE-4] マーク+文字列ヨコ並び



■COLOR VARIATION - monokuro/K100

[TYPE-1] マーク+文字列タテ並び / 正方形



[TYPE-2] マーク+文字列タテ並び / 縦長



[TYPE-3] マーク+文字列タテ並び / 横長



[TYPE-4] マーク+文字列ヨコ並び

